線

名

X

間

別前変区 後更域

ルつ延

メー

ト長

備

考

岐阜県知事

古

田

肇

告

示

道路の区域を

千

 \equiv

百

号

火曜日)

阜 渡 俣線

五番二) から

同市若竹町一丁目一一

番

後

<u>\\</u> 売 六

一地先まで

字長良福光字桃林二六九林無地番地先(岐阜市大字長良福光字桃

前

小 問 八

岐阜県告示第五百六十五号

道路法 (昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供

用を開始したので告示する。

発行 (休日に当たる)

岐

阜

県 公

報

毎週

金曜日日

平成二十三年十一月二十二日

	第2300 ⁻	岐	阜県	公	報	平成23年11月	平成23年11月22日 (526)		
平成二十三年十一月二十二日発行	一 縦覧期間 平成二十三年十一月二十二日	総覧に供する。 総覧に供する。 総覧に供する。 総覧に供する。 総覧に供する。 総覧に供する。 総覧に供する。 総覧に供する。 総覧に供する。 総覧に供する。 総覧に供する。 総覧に供する。 総覧に供する。 の規定により、本巣市営土地改良 第五十二条の二第一項の規定により、本巣市営土地改良 第五十二条の二第一項の規定により、本巣市営土地改良 第五十二条の二第一項の規定により、本巣市営土地改良 第五十二条の二第一項の規定により、本巣市営土地改良 第二十四年法律第百九十五号)第九- ので、同法第九十六条の四におりて準用する同法第八条第六項の規定により公示し、 ので、同法第八条第六項の規定により公示し、 ので、同法第八条第六項の規定により公示し、 ので、同法第八条第六項の規定により、本巣市営土地改良 ので、同法第八条第六項の規定により公示し、 ので、同法第八条第六項の規定により公示し、 ので、同法第八条第六項の規定により、本巣市営土地改良 ので、同法第八条第六項の規定により、本巣市営土地改良 ので、同法第八条第六項の規定により、本巣市営土地改良 ので、同法第八条第六項の規定により、本巣市営土地改良 ので、同法第八条第六項の規定により、本巣市営土地改良 ので、同法第八条第六項の規定により、本巣市営土地改良 ので、同法第八条第六項の規定により、本巣市営土地改良 ので、同なので、同なので、同なので、同なので、同なので、同なので、同なので、同な	公示		番六地先まで	岐阜 同市大字同字猿尾二五二七	類種路線名区	平成二十三年十一月二十二日	路維持课及び皮阜県皮阜土木事務所において一般の従覧に共する。なお、その関係図面は、平成二十三年十一月二十二日から二週1
発行所 岐阜 県 庁飛行者 岐阜市数田南二丁目一番一号	岐阜県知事、古、田田、肇	覧に供する。 いて準用する同法第八条第六項の規定により公示し、次のとおり換地計画書の写しをと決定したので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項にと決定したので、同法第九十六条の四において準用する同法土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の四において準用する同法土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の四において準用する同法市営土地改良事業の換地計画の適当の決定				五二七	National Column	田	大事務所において一般の従覧に共する。
編 集 各務原市テクノプラザー ー ブイ・アール・テクノセンター								巣 覧	司 二十三年十二月二十一日まで平成二十三年十一月二十二日から